

第4章 計画の推進

1 推進体制

(1) 県における推進体制

本計画に基づく施策・事業は、知事を本部長とする「山梨県食の安全・食育推進本部」のもと、庁内の推進体制を整備し、関係部局が連携・協力しながら総合的かつ計画的に進めていきます。

(2) 県民運動としての食育推進体制

関係する民間団体、行政機関等で構成する「山梨県食育推進協議会」を推進の中心に据え、国、県、市町村、教育関係者、生産者、事業者等が協働して、様々な機会を通じて県民に働きかけながら、県民運動として食育の実践を広げていきます。

2 関係者の役割

(1) 県民

県民一人ひとりが食育の実践主体として、家庭、学校、地域等、日常のあらゆる場面で食に関する正しい知識と理解を深め、食を選択する力を育み、食の大切さへの意識を高めながら、健全な食生活の実現に努めます。

また、心身の健康と豊かな人間性の育成を目指しながら食育活動に主体的に関わり、実践していきます。

(2) 教育関係者等

学校、保育所等の教育関係者等は、家庭や地域との連携を図りながら、子供たちの望ましい食習慣の形成に向けて、あらゆる機会を活かして積極的に食育を推進します。また、食に関する指導を担う職員の資質向上や指導体制の充実にも取り組みます。

(3) 生産者・食品関連事業者等

農林水産物の生産や食品の製造・加工・流通・販売、食の提供に関わる事業者等は、学校や地域との連携を通じて、様々な体験機会や情報の提供、地産地消の推進等の取組を通じて、積極的に食育活動に取り組みます。

(4) NPO等の民間団体

地域と連携した活動を展開し、望ましい食習慣の啓発や体験活動の提供、食を通じた交流や食文化の継承等、地域における食育の実践につながる効果的な取組を進めます。

(5) 市町村

地域に密着した食育の推進には、住民に身近な市町村の取組が重要です。地域の特性を活かした市町村食育推進計画に基づき、住民や関係団体と連携しながら、地域に根ざした食育活動を展開していきます。

(6) 県

食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民による食育の取組を関係機関・団体と連携しながら支援し促進していきます。

3 進行管理

本計画の推進にあたっては、施策の効果的・効率的な推進を図るため、毎年度、進捗状況の把握と評価を実施し、適切な進行管理を行います。

県は、計画の進捗状況や評価を「山梨県食の安全・安心審議会」に報告するとともに、県ホームページを通じて公表します。

また、必要に応じて計画の見直しを行い、その際は「山梨県食の安全・安心審議会」の意見等を反映させていきます。